

物件調書

土地	所在地	四日市市松原町352番2	
	地目(公簿/現況)	地積(公簿/実測)	
	宅地/宅地	2,802.69 m ² /2,802.69 m ²	
建物①	家屋番号	種類/構造	
	—	事務所/鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根3階建	
	建築年月日	床面積	
	昭和47年3月31日 (平成4年頃に2階西側部分増築)	1,694.23 m ²	
建物②	家屋番号	種類/構造	
	—	倉庫/鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	
	建築年月日	床面積	
	昭和47年3月31日	60 m ²	
建物③	家屋番号	種類/構造	
	—	倉庫/鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	
	建築年月日	床面積	
	昭和47年3月31日	54 m ²	
建物④	家屋番号	種類/構造	
	—	ポンプ室/鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	
	建築年月日	床面積	
	昭和47年3月31日	11.07 m ²	
建物⑤	家屋番号	種類/構造	
	—	居宅/木造瓦葺平家建	
	建築年月日	床面積	
	昭和47年3月31日	88.96 m ²	
建物⑥	家屋番号	種類/構造	
	—	物置/コンクリートブロック造陸屋根平家建	
	建築年月日	床面積	
	昭和47年3月31日	6.48 m ²	
法令に基づく制限	建築基準法 都市計画法	地域区分	市街化区域
		用途地域	近隣商業地域
		指定建ぺい率	80%
		指定容積率	200%
		防火指定	—
		その他	—
	その他	—	
土砂災害警戒区	—		
津波浸水想定	三重県が平成27年3月31日に公表している「三重県津波浸水想定」によると、津波による最大浸水深は1~2mのおそれがあります。四日市市においても別途「津波防災マップ」を公表しています。		

<p>接面道路の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・南東側で幅員約 2m の水路を介して幅員約 18m の舗装国道に概ね等高接面する。 ・北東側で幅員約 6m の舗装市道に 0.7m 程度高く接面する。 ・南西側で幅員約 3.8m の舗装市道に 0～0.3m 程度高く接面する。 	
<p>供給処理 施設の状況</p>	電気	引込配線 有
	公営水道	接面道路配管 有 (北東側 100mm 口径) 引込 (給水) 管 有 (メーター無し)
	公共下水道	整備済
	都市ガス	整備済
敷地の概況	<ul style="list-style-type: none"> ・間口約 38m、奥行約 60m の不整形画地 ・接道状況が三方路地 	
交通接 近 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 関西本線「富田」駅の北東方約 200m ・ 近鉄名古屋線「富田」駅の北東方約 900m ・ 国道 23 号より約 1.3km 	
土地・ 建物に 関する 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本地は境界確定済みです。 ・ 土壌汚染調査は未実施です。 ・ 本地内庁舎棟屋上のアスファルト防水シート及び公舎のキッチン床樹脂タイルにはアスベストが含有されています。 ・ 本地内に四日市市所有の木杭及びトラロープが越境しています。 ・ 隣接地 (352 番 5) に四日市市の地域防犯拠点施設が建築される予定です。ついては、境界沿いの法面加工処理について関係者と購入者で協議を行ってください。 【協議先：四日市市市民文化部市民協働安全課：059-354-8179】 ・ 地中埋設物の調査及び撤去は実施していませんが、本地内地中には地下重油タンク (GL から約 -2.3m)、浄化槽施設 (190 人槽)、地中杭 110 本が埋設されています。詳細図面においては、事前に連絡いただければ、管財課備付の資料を閲覧していただけます。 ・ 本地内には建物、物置、倉庫、プロパン庫、油庫、自転車置き場、エアコン、ファンコイルユニット、ウォータークーラー、ガスコンロ、給湯器、消火栓、扇風機、蛍光灯、電柱、ブロック塀、擁壁、フェンス、ゲート、掲示板、その他工作物等が残存しています。 ・ 本地内北東側には国土交通省所有の水銀灯が 1 基残存されています。国土交通省は現状維持を希望していますが、移設及び撤去をする場合は関係者と購入者で協議を行ってください。 【協議先：中部地方整備局四日市国道維持出張所：059-345-2516】 ・ 現況有姿での引き渡しとなります。 	
財産の 経緯	<p>【土地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和 46 年 9 月 16 日 売買 <p>【建物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和 47 年 3 月 31 日 新築 ・ 昭和 47 年四日市北警察署及び公舎として使用 ・ 平成 30 年四日市北警察署及び公舎移転のため使用廃止 	

入札・契約に関する事項

- ・本件入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により参加することもできます。
- ・本件入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。調達システム未登録の者は、三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書を提出するまでに三重県出納局会計支援課企画支援班に調達システム利用登録申請（以下「利用登録申請」という。）を行い、登録確認を受けてください。
（電話 059-224-2785/2787 F A X 059-224-2784）
なお、本件入札を書面により参加する場合は利用登録申請に使用電子証明届（ICカード使用届）は不要とします。
- ・調達システム利用登録者が調達システムにより本件入札の三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。
- ・調達システムに係る運用については「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- ・落札決定後、30日以内に契約を締結していただきます。
- ・契約締結に際し、契約保証金（売買代金の100分の10以上）が必要です。（契約保証金は売買代金に充当します。）
- ・売買代金のうち、契約保証金を差し引いた代金については、県が発行する納入通知書により契約締結日から25日以内にお支払いいただきます。
- ・売買代金の他に契約に係る経費（印紙代）、土地及び建物の所有権移転に係る経費（登録免許税）及び不動産取引に係る各種租税（不動産取得税等）が別途必要です。

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。